

## 第7回

# 総務文教小委員会会議録

平成16年3月25日（木）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第7回 総務文教小委員会

○日 時 平成16年3月25日(木) 午後2時00分

○会 場 一宮市役所 2F大会議室

○出席委員(9名)

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	天野 彰	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
〃	友定 良枝	一宮市学識経験者	〃	青木 隆子	尾西市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
〃	松村真早美	木曾川町学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議総文第24号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議総文第25号 慣行の取扱いについて

協議総文第26号 広報広聴関係事業について(その2)

(2) 提案事項

協議総文第27号 学校教育事業について(その2)

3. その他

・総務文教小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 7 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

本日の出席状況は、委員 9 名全員がご出席となっております、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願いいたします。

○梶田 信三委員長

皆さんこんにちは。

年度末何かとお忙しいところ、今日は総務文教小委員会、第 7 回の小委員会にお集まりをいただきましてありがとうございます。

今日は第 7 回ということで、大分煮詰まってまいりましたけれども、一般職の職員の身分の取扱いほか、重要な案件もございますので、慎重にご協議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議総文第 24 号、協定項目 10 の一般職の職員の身分の取扱いについてを議題とさせていただきます。

まず、前回提案をされました調整方針（案）について事務局から朗読をお願いいたします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

それでは、本日お手元にあります次第、はねていただきまして 1 ページをお願い申し上げます。

協議総文第 24 号、一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目第 10 号）でございます。

調整方針でございます。

（1）尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぐものとする。

（2）尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、一宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。なお、給料については、現給を保証する。

（3）職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

（4）一般職の職員の職名、職階等は 3 市町の長が別に協議して定めるものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきましては、皆様方、各委員さんお持ち帰りになりまして検討をされたと思いますが、その結果、ご意見等がございましたらお願いいたしたいと思います。

はい、どうぞ。天野委員。

**○天野 彰委員**

すみません。天野です。

全体を通してはこれで構わないと思いますが、（２）のところなのですね。なお書き以下の、「なお、給料については、現給を保証する」ということになっておりますけれども、わざわざこういうふうにならなければいけないものなのか。例えば現給を保証できないようなケースというのがあるのでしょうか。ちょっと僕は考えられないものですから、なお書きは必要ないのではないかという気がしましたので、そこら辺等をお聞きしたいと思います。

**○梶田 信三委員長**

事務局。

**○伊神 正文事務局課長**

現給を保証できない場合はないと考えております。私どもがこのなお書きでつけ加えさせていただいたのは、２市１町の給料表に若干違いがございまして、これを機に一番高いところ、一宮市が一番高いところになってまいりますけれども、そこに尾西市、木曾川町の職員さんが合併を機に給料をそこへ上げるといったことはしませんといった意味合いで使わせていただいたものでございますので、現給が保証できないというケースは想定いたしておりません。

附属資料の３ページのところに廿日市市、新発田市、田原市等の例示を挙げさせていただいております。この３つの例示の中には、現給を保証するという文章は書かれておりません。ただ、今回ここに挙げてない例示の中にこういった表現がありましたので、天野委員さんおっしゃったとおり、何か念押しとかだめ押しのような意味合いでおとりになるということならば、私どもといたしましては、外させていただくのもやぶさかではないと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○梶田 信三委員長**

ただいまの天野委員さんのご質問に対しまして、事務局の方から、特段の給料については現給を保証するということはあえて記載をしなくてもいいのではないかというご意見に対して、それは取っても構わないという回答でございましたけれども、他の委員さんほどのような意見をお持ちでしょうか。もし何かありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

**○青木 隆子委員**

すみません。今おっしゃった現給というのは現在の給料の意味ですよ。減らすという意味にもとれますので確認しました。

それで、この現給を保証するという事は、一宮市の職員の方の現在のお給料の部分の現給に当たるわけですかね。一宮市を下げるといったことは一切考えにはなくてという考えな

のでしょうか。

○梶田 信三委員長

それぞれの市町の給料を保証するという意味であります。

○青木 隆子委員

これは合併までにそれぞれの市町のお給料、昇給の時期がありますよね。そうすると、合併時には一緒にならないにしても、それに近づいていく可能性はあると考えられるわけですか。

○梶田 信三委員長

事務局、お願いします。

○伊神 正文事務局課長

一般的な公務員の定期昇給の時期というのは、4月、7月、10月、1月と4期に分かれておりまして、年1回どこかで上がっていくといったことでございます。これにつきましては、合併だからといって、今まで4月昇給の方が3カ月遅れて今度は7月になるといったことはございません。その調整方針に書かれていますように、一宮市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとするといったことでありますので、合併を機会にどこどこの職員であったことを原因として、こういった不利益をこうむることはないといったことをご理解をいただきたいと思っております。

○青木 隆子委員

すみません。もう一点お伺いしたいのは、尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の方というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○吉田 哲郎尾西地方特定公共下水道管理組合事務局長

私、尾西地方特定公共下水道管理組合事務局の吉田でございます。

今、委員のご質問でございますが、私もは一応今現在13名でございます。13名のうち一宮市から派遣職員が2名でございます。

○梶田 信三委員長

他にご意見はございませんか。

もし他の皆さん、ご意見がないようでしたら、先ほど天野委員の発言がありましたけれども、(2)のところ、不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。これは当然のことでございますが、それ以後のなお書きについては、事務局も取っていいということですが、皆様、削除をするということでもいいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

いいですか。

それでは事務局もよろしいですか。

そのような形で修正を入れさせていただいて、なお書き以降は削除をするということ

決めさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、協議総文第25号、協定項目19、慣行の取扱いについてを議題とさせていただきます。

まず、先回提案をされました調整方針について事務局から朗読をお願いします。

**○伊神 正文事務局課長**

2ページをお願い申し上げます。

協議総文第25号、慣行の取扱いについて（協定項目第19号）でございます。

調整方針。

慣行の取扱いについては、原則として新市において検討するものとする。ただし、市章については、一宮市の市章とするものとする。

以上でございます。

**○梶田 信三委員長**

ありがとうございました。

この点につきましても、各委員さん、お持ち帰りになって検討されました結果、ご意見がございましたら、お願いをいたしたいと思います。

いかがでございますか。特にございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○梶田 信三委員長**

よろしいですか。

特にご質問等もないようでございますので、協議総文第25号につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○梶田 信三委員長**

ありがとうございました。

それでは、協議総文第25号は、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議総文第26号、協定項目23-4、広報広聴関係事業（その2）についてを議題とさせていただきます。

この議題につきましては、既にご決定をいただいたものでありますが、先般3月3日の協議会の最後に谷会長から、「16年度予算編成の中で、協議済み事業のうち制度が変わったものがある」との報告があり、再度協議が必要ということで、協議会で合意がされたものでございます。

事務局から調整方針（案）の朗読及び変更された箇所について、説明をお願いいたします。

**○伊神 正文事務局課長**

失礼いたします。

次第の3ページをお願い申し上げます。

協議総文第26号、広報広聴関係事業について、協定項目第23-4号でございます。

調整方針でございますが、広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。

また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る、とさせていただいております。

附属資料でございます。広報広聴関係事業（その２）とさせていただいておりますが、附属資料をはねていただきまして、１ページをお願い申し上げたいと思います。

今調整方針を読ませていただいたとおり、これは既にこの総務文教小委員会で一宮市の制度に合わせるといったことをご決定をいただいている内容でございます。

この一宮市の欄を見ていただきますと、発行が月２回、14年度の発行部数は9万6,313等々が書かれております。

今回改めてこの協議に上げさせていただきましたのは、これを一宮市の発行が月２回から月１回に変わったといったことをもって、再度、総務文教小委員会の委員さんの議論に付したいといったことでございます。

これにつきましては、昨年11月13日の第３回の合併協議会で、一宮市長でもある谷会長の方から、「すり合わせの結果、調整が整った事務事業についても、それぞれの市町で行政改革とか、あるいは事務事業評価の結果、再度協議を願うことがあるかもしれない」といった発言が冒頭にありました。

今回16年度予算編成のところで、一宮市が２回から１回にといったことで変更がありました。この変更理由といたしましては、先ほどその谷市長の２点、行政改革と事務事業評価と申し上げましたが、行政改革の観点からいきますと、２回から１回にすることによって、印刷製本の費用とか、あるいは町内会の配布手数料、これらが年間で1,500万ほど削減されるといったことが第１点。

それと、やはり今町内会を通じて広報は配布されているわけでございますが、高齢者世帯が増えたこと、あるいは共稼ぎ家庭が増えたこと等々の理由で、２回の配布はかなりきつといった町内会からの要望に応えたといった理由が第２点。

これと、先ほど申しました事務事業評価でございます。一宮市で平成15年度に14年度事業について事務事業評価をし、この広報事業については、ＡＢＣＤのランクのＢランクと位置づけがされました。このＤランクからＢランク、Ａランクの場合はそのままいいよといったことになってまいりますので、Ｂランクのその改善策といたしまして、２回から１回にすることによって、その費用負担、あるいは今申しました町内会の負担等々が軽減されて、より改善されるだろうといった評価が出ているといった、この３点をもちまして、今回一宮市が配布を２回から１回にしたといった理由でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### ○梶田 信三委員長

ただいま説明がございましたけれど、各委員さんのご意見を聞く前に私から一言、事務局をお願いをしたいと思います。

この件につきましては、ただいま事務局から説明がありましたように、昨年の第１回総務

文教小委員会で広報広聴の提案がありました。第2回で皆さん熱心にご協議をいただいて決定をして、11月の合併協議会の折に私の方から協議会に報告をさせていただきました。その内容は、月2回ということの内容でご報告をさせていただきました。それ以来ずっと来まして、3月3日の合併協議会で谷会長の方から「1回にしたい」という報告がありました。しかしながら、私委員長としましては、その間、そういう状況がいろいろ変化し、条件が変わっておりますので、当然、これは総務文教小委員会で再度十分、各委員さんにご協議をいただくべきと。私は、突然3月3日で谷会長からそういう報告がありましたので、いささか戸惑っております。私の方にも何のそのご報告もありませんし、相談もありませんでした。

ですから、これはやはりその間、3月3日に会長から報告があるまで、総務文教小委員会は何回も開かれております。直前の25日にも開かれております。その間、そこの中で事務局の方から、こういうふうでという報告がされた上で、なおかつ皆さんのご意見を伺うべきと。これが私は筋だと思います、委員長としてはですね。

ですから、その辺のことを何かこの小委員会の皆さんに議論をいただいた中身、あれは何だったのだということになりますので、その辺のことをどのようにお考えになっているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

はい。

#### ○伊神 正文事務局課長

この総務文教小委員会の協議事項にもかかわらず、その修正があった場合に、3月3日の全体協議会でいきなりそれを谷会長からの報告ということで処理しようとしたことについては、大変遺憾であると考えております。私どもの方の大きなこれは誤りだったというふうに深くお詫び申し上げます。

ただ、これはそれ以前に総務文教小委員会が何回も開かれて、そこで協議する時間があったのではないかというご質問でございますけれども、これは協議会とそれからそれぞれの市町の議会の関係がございまして、議会の審議事項であることを、議会の議案上程の前に協議会で議論するということは、なかなかこれは難しいことでもありますので、そこら辺のところは委員長さんもおわかりいただけるのではないかと思います。いずれにしましても、この総務文教小委員会を経ずしていきなり協議会におかけしたこと、再度深くお詫び申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

#### ○梶田 信三委員長

総務文教小委員会の協議も回を重ねまして、だんだん各事業について煮詰まってまいりました。ここで皆さんの、当局の方も十分配慮をして、そのことによってお互いに不信感を抱かないような、ご配慮をお願いしたい。今後はその辺を強くお願いをしておきます。

ここでついでですが、私は委員長より委員としての意見を申し上げさせていただきます。

まず、2回を1回にするというその中身でありますけれども、個人的にはやはり2回がいいと私は思います。ただ、合併当初はいろいろな情報が錯綜しますでしょうし、いろいろな周知をしなければいけないというところがあると思うのです。ですから、当面は2回



でいって、一定の時期に1回にすると。この方が私はいいと思いますし、もう一つ、当初、説明が事務局の方から提案があったときに、こんなような話がありました。中身が一宮市も2回。尾西市2回です。では、一宮市に合わせようとしたけれども、尾西市も2回だから、本当はこれは尾西市に合わせるという表現でもよかったと。このような説明がありました。

とするならば、各委員さんの、私どももそうですけども、一宮市のやり方というか、そうではなくて、2回の発行をするというやり方に賛成をしたわけでありまして、そういうことで皆さんのご意見がまとまったと、私はそのように理解しております。

従いまして、私個人的には2回にさせていただきたいと、このように思っておりますが、これから各委員さんのご意見を聞きながら協議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、皆さんのご意見をお聞かせさせていただきたいと思えます。

はい、青木さん。

#### ○青木 隆子委員

すみません。今、委員長さんが言ってくくださったお気持ちと私もそのまま一緒なのですよね。この広報が2回が1回になるというのを、たまたま3月以前に私はちょっと耳にしたのです。だから、この合併協議会のこの総務文教小委員会で決めていること、私たちがしていることは一体何だったのかということをしごく思ったのです。今、委員長さんが言ってくくださったので、私も少しほっとしましたけれども、私たちのしていることは、途中で変わる可能性のあるそういうものだったのだろうかと考えると、とてもこの小委員会に出ていることは、自分が出るという気持ちがちょっと折れてしまうといえますか、そういう気持ちでした。

私もこの広報に関しては、やはり2回の部分を了解して一宮市の制度に合わせるという部分は私も了解したつもりでいます。今、尾西市も2回ですけれども、2回でもまだ広報に載せている側、発信側は「広報に載せています、載せています」とおっしゃっているのと、今度受け手側が2回であっても見てないところが結構あるのです。載っていますよと言われれば、「ああ、そうか」と思って改めて見るのですけれども、発信側の意図と受け手側というのはやはりずれが随分あると思えます。

新市になって初めの段階で、内容がそれほど減るものではなくて、充実したものを1回になると、枚数が多くなるのではないとか、見るときにかなり慣れない広報になりますので、見る負担というのか、細かいところまでなかなか見ることができないと思えます、やはり2回をお願いしたいと思えます。

#### ○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ほかに。

はい、どうぞ。

#### ○松村 真早美委員

私もほとんど委員長さんと同じ意見なのですが、とりあえず合併をした直後は、情報量も増えるでしょうし、そのためにはある一定の期間は2回にするとか、そういう流動的な措置が可能な状態の文言にさせていただきたいなどは思います。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

はい、天野委員。

○天野 彰委員

今事務局の方の説明ですと、3月議会に予算措置はもう1回でされているということですね。もう議決もされているということですね。4月からはもう一宮市は1回でスタートされると。そういうことですかね。まだほかにもちょっとお聞きしたいことがあります。

○梶田 信三委員長

まず、どうぞ。

事務局。

○田中 勉一宮市企画部次長

一宮市の企画部次長田中でございます。

ただいまのご質問でございます。

この3月議会、昨日閉会いたしましたわけですが、その席におきまして、ただいまの月2回から1回への予算案と申しますか、事業については可決をいたしまして承知をいただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○梶田 信三委員長

現実にもう3月から1回になっています。

○天野 彰委員

私も、これ個人的な意見で申し上げますけれども、やはり委員長さんおっしゃったように、これから合併するということになりまして、新しい市が誕生しますと、いろいろな意味でどんどん情報発信していただかないと、特に私の住んでいるところは一番端っこだということで、何かまちが遠くなっていっちゃうという、そういう心配がいろいろありまして、住民からそういうことを聞くわけですがけれども、そういう時代でもあると思いますし、いろいろな機会をとらえて情報発信をしていただかないといけないと思います。

1回で大丈夫だよと谷市長、そういうことをおっしゃってみえるようですけども、そう言ってしまえば、確かに1,500万円かかり、配るのに手間だから町内の要望もあるということも踏まえて、今行政評価もB評価だからこの際1回にしますと。こういう話ですけども、そうですかね。尾西市では町内の方から、直接配るのは面倒だという話は聞こえてきません。確かに2回ですから、ほかの文書もいろいろありますので、区長さんとか町内会長さんが面倒がられる部分もあると思いますけども、それよりもやはり今は市の方からどんどん情報発信する時代ですし、どんな手段でもいいですけども、ほかにも幾らでも情報を発信する手段がありますので、こういうふうにおっしゃってみえるのかもしれない

んですけれども、もうしばらく頑張ってやられたらどうかなと思います、私は。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ほかに。

はい、どうぞ。

○常川 雄次委員

16年度、1回になったということですけども、いろいろな状況があってそういう苦渋の決断をされた部分もあると思うのです。この戸数を見ますと、合併すると部数は、13万部ぐらいになるのかな。だから、平均単価は実際下がってくると思うのです。基本的には合併時に関しては、平均単価が下がるという意味で、情報を開示するという部分で、少し回数を検討されたらどうかなと。16年度は決まったことですので、17年の3月に向けて、この単価が下がるという意味で検討をされて、しばらく2回にするとか、そういう方法をとられたらどうかなと思います。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

他に。

はい、友定委員どうぞ。

○友定 良枝委員

すみません。ちょっと質問なのですが、平均単価が今ここに出ているのですが、例えば月に1回にして、合併時にももちろん情報量が増えて枚数が増えるのかもしれないのですが、今のところ大体平均単価ってどんなぐらいで予想されて予算を立てられているのか、もしわかったら教えてください。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○田中 勉一宮市企画部次長

それでは、お答えをさせていただきます。

1回の発行単価がどのぐらいかという質問でございますが、月1回になりますと1号当たり40ページ程度になります。現在は月2回の発行で1回当たり20ページ程度で単価が約22円でございますが、この単価が40ページ程度になることに伴いまして、概ねこれも40円ぐらいの単価になる予定でございます。先ほど事務局の方からも説明いたしましたとおり、基本的にこの情報提供量、この部分を減らすということは全く考えておりません。あくまでこの2回を1回にすることによりまして、黙っておりましてもこの表紙の部分、あるいは中の統合に伴いますページ編集と申しますか、そんなようなことに伴いまして、今の見直しを行うということでございますので、情報提供量そのものを減らすということは全く考えておりません。よろしく願いいたします。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。

各委員さんのご意見を伺っていますと、大体合併時は情報提供の項目もかなり多いだろうと。いろいろな部分で、情報の発信も必要であろうということで、しばらくの間は、合併当初の間は回数を増やしたらどうかというご意見が多いようであります。

この今回提案をされました各項目の調整方針案の中で、一宮市の制度に合わせると、このように調整方針の案でございますけれども、例えば事務局、これは調整方針案として、一宮市の制度に合わせる、現実はまだ1回でありますから、一宮市の制度に合わせるけれども、合併時はちょっとその辺の回数を弾力的にするとか、そういうような調整方針案といえますか、そういうことの変更というか修正はいかがですか。

事務局に申し上げますが、ただいま各委員さんからいろいろとご発言がありました。そのご発言を一度十分精査をしていただいて、次回にその修正なり何なり、事務局としての案をもう一度出していただくということでいかがですか。

**○伊神 正文事務局課長**

はい。

**○梶田 信三委員長**

よろしいですか。

では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、協議総文第27号、協定項目23-25、学校教育事業（その2）について、事務局から説明をお願いします。

**○伊神 正文事務局課長**

次第の4ページをお願い申し上げます。

協議総文第27号、学校教育事業について（協定項目第23-25号）。

学校教育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目といたしましては、学校教育事業（その2）でございます。

調整方針、読ませていただきます。

（1）少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曾川町においては、平成18年度まで現行の方式とするものとする。

（2）自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする、とさせていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の方をお願い申し上げたいと思います。

1ページに少人数学級及び少人数指導とありますが、その前に、はねていただきまして、4ページをお開きいただけませんか。

4ページの参考資料でございます。

今現実に教員がどのように配置されているのかといったことが、普通の方は余り御存知ないものですから、その基礎的な状況をまずお知らせしてから、協定項目の方に入らせていただきたいと思います。

4ページのまず一番上でございますが、学級数に係る基本的制度とあります。

(1) といたしまして、公立小・中学校等の学級定員の基準となっております。1学級の児童・生徒数はこれは40人と、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項によって定められております。これを基本に教職員の定数を配置と書かせていただいております。

(2) といたしまして教職員の定数でございますが、これは都道府県の条例で定めているといったことでございます。都道府県の教育委員会は、市町村教育委員会の意見を聞いてそれを定めるということでございます。

その下に、教職員の配置イメージといった図が書かれております。

標準的には一番左から校長先生、それから養護教諭の先生、それから教頭、教務主任、校務主任、それから学級担任等というふうにありますけれども、こちら辺が県がその学校の規模に応じて配置をしてくる先生の数ということでございます。

その右横に、少人数指導等とあります。矢印の下に加配分とあります。加配というのは、追加教員配置の略でございます。これを加配と申しておりますけれども、少人数指導等とありますが、少人数指導あるいは進路指導のために、余分に追加教員が県の方から配置されるといったことでございます。

またその右でございます。市単独で雇用、町が抜けておりますけど、市あるいは町単独で雇用、事実、後で説明いたしますけれども、2市1町、雇用しております。これは非常勤講師という形で、少人数指導や少人数学級のために市町が雇用しているといった形態になっております。ただ、この非常勤講師というのは、担任を持たないということになっておりますので、あくまでも学校授業を運営していくための補助的な立場の先生と言えるかもしれません。

またはねていただきまして、5ページをお願い申し上げます。

一番上の(5)の給与の負担となっておりますけれども、原則、市町村立学校の教職員の給料、諸手当、旅費等は都道府県の負担とするということになっておりますが、その下を見ていただきますと、2分の1を国庫負担するとなっておりますので、言ってみれば学校の先生の給料は国が半分、県が半分といったことでございます。先ほど説明しました市町単独で雇用している臨時職員の先生は、当然のことながらその自治体が負担するということになってまいります。

その下でございますが、少人数学級、少人数指導についてとありますけれども、平成13年に法の改正がありまして、原則は、先ほど説明しました40人学級でありますけれども、都道府県における児童または生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合につきましては、その40人学級を下回る数で基準として定めてもいいと法が改正されております。

また、(2)でございますが、国の規制緩和(平成16年度から)とあります。現在は、先ほど説明しましたとおり、国が教職員の給与の2分の1を負担していることによって、教職員の定数とか給料の上限が定められていると。こういった言ってみれば、ルールがありますので、都道府県で勝手にやれる裁量の余地はほとんどないといったことが現状でございます。

ただ、16年度から、ここに書いてあります総額裁量制というのが導入されることになりました。国が2分の1を負担することは変わりはありませんけれども、都道府県が給与や教職員の配置を自主的に決定できるといった、県にある程度決定権を与える制度になっています。矢印の下を見ていただきますと、少人数学級とかはそういったことで実現しやすくなっているといったことが、16年度から変わってくる制度でございます。

では、具体的にどうなるのかといったことですが、これはあくまでも都道府県が考えることですが、1人の先生の給与を抑制して、そしてひねり出した財源で教員を増やすとか、あるいは常勤の教員のかわりに給与単価の低い非常勤講師を多く採用するとかといったことができるようになってくるとご理解いただければと思います。

その一環でございますが、(3)といたしまして、愛知県の取り組みを書かせていただいております。

平成16年度から小学校1年生を対象に、希望する学校だけでございますけれども、35人学級を実施していくといったことでございます。これは新聞等にも書かれてございましたので、御存知の方もおみえになるかと思っております。

最後になりますが、6番のところで、少人数学級の実施状況、平成15年度となっております。県内の市町村で今どういったところが少人数学級指導をしているのかといったことでございます。現在のところ15年度実績といたしましては、この6つでございます。名古屋市、一宮市、この2市1町、一宮市、尾西市、木曽川町は全部入っておりますけれども、県内の87自治体ではこの6自治体のみが実施しているといったことでございます。

こういったことを頭の隅に置いていただきながら、1ページに戻っていただきたいと思っております。

一番上の少人数学級及び少人数指導でございます。

一宮市と尾西市は、小学校1年生を対象に33人学級を実施いたしております。一宮市がそのために補助者として非常勤講師を18人、尾西市が4人を雇用いたしております。それから、木曽川町においては、全学級で35人学級を実施しております。これは先ほどちょっと説明を飛ばしてしまいましたけれども、一宮市、尾西市のこの少人数指導においても、増加プラス分は、先ほど先生の表のところで説明いたしました校務、教務主任が担任を持っているといったことでございます。木曽川町においても、校務、教務あるいは専科教員が担任を持って35人学級を実施しているといったことで、また、補助者として非常勤講師を8名雇用されて、実施しているということでございます。

次に、少人数指導でございます。

これにつきましては、先ほど13年度の法改正がありましたというふうに説明申し上げましたが、これは全国一律でやっているものでありまして、学校によっては1人から2人の教職員の加配、余分に先生が配置されるといったことで、主に国語、算数、理科、中学校では英語、数学、理科のそういった科目について、チームティーチング等により、チームティーチングというのは補助者の先生がいて2人でやるといったようなものでございますけれども、そういった方法によって実施をしていると。今、主に国語、算数、理科という

ふうになっておりますけれども、学年やらその教科の科目については、各学校の実情において、学校サイドによって実施されているといったことでございます。

その下、(2)市町単独の少人数指導と書かせていただいております。

これは一宮市と尾西市がやっておりますして、一宮市が平成14年度から、42人の非常勤講師を市独自で雇用して、少人数指導に当たっていると。尾西市も7人採用されてやっているとといったことでございます。これについては、木曽川町は実施はされておられません。

次に、2ページでございますが、学級経営補助者活用事業ということで、これは木曽川町のみやっている事業でございます。

小学校1年生の全学級に学級経営補助者、これは教師経験のない一般の方といいますか、こういった方が児童さんのお世話、清掃などをやっているといったことでございます。これは合併時に廃止するものとするとしていただいておりますけれども、もともと16年度までの時限事業でありましたので、当初より16年度で廃止の予定であったといったことで、このような表記になっておりますけれども、16年度限りで廃止をさせていただこうというものでございます。

次に、3の自然教室推進事業でございます。

不自然に2段書きになっておりますけれども、これの意味合いは、上段が市の事業、町の事業とさせていただいております。いわゆる公費負担が出ている自然教室といったことでございます。下段の方は、そういった公費負担がなく、学校ごとの裁量で行き先等を決定しているいわゆる学校行事といったことで、この2つは似て非なるものといいますか、見かけ上は一緒ですけども、負担があるなしといった大きな制度の違いがございますので、このように2段書きをさせていただいております。

調整方針を見ていただきますと、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとするとしていただいておりますして、学校行事といった考え方で今後は各親御さん、保護者の負担によって実施していきたいということでございます。

4番の修学旅行についてでございます。

これにつきましては、やはり木曽川町のみ小学校で800円、中学で1,600円の負担が出ているといったことでございますが、これにつきましても、本来保護者の方が積み立てて修学旅行に行かれるというのが通常であろうといったことで、これも公費負担は廃止をさせていただこうといったことでございます。

私からの説明は以上でございます。

#### ○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、何かご質問等がございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

#### ○松村 真早美委員

数点質問をさせていただきます。

(2) 番のところの少人数指導の非常勤のところなのですが、一宮市と木曾川町とは財源が同じだと思うのですが、これ別枠で書いてあるのはどうしてでしょうかということと、一宮市の非常勤講師の方は、授業資格がある方なのかない方なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

ちょっと私の説明ぶりがまずかったかもしれません。

その少人数指導のうちの(1)というのは、先ほど申しました国の第7次公立義務教育諸学校教職員改善計画を受けて実施していると書かせていただいておりますので、これは全国どこの自治体のどこの学校でも行われているものであります。一宮市と尾西市は、それに市の財源を使って、余分に非常勤講師を雇い入れて、より幅の広い科目あるいは学年で、その少人数指導をしているといったことでございます。

○梶田 信三委員長

その講師は教員資格を持った方かというお話じゃないかと思うのですが。

○伊神 正文事務局課長

教員資格ない方は教えられませんので。

○松村 真早美委員

さっきお聞きしたのは、市町村単独の少人数指導の一宮市さんのところと、木曾川町の学級経営補助者活用事業の方が同じ財源だと思うのですが、別枠で書かれている理由がちょっとわからなかったもので、それを教えてください。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

確かにこれは国の緊急雇用事業といたしまして、こういった時代でございますので、なかなか雇用ができないといったことで、国の方からお金が出て、新たな雇用が捻出できるような事業をやりなさいといった補助金を使っているということではございまして、これは一緒でございます。

ただ、これはその財源の出どころがどうこうということではなく、この事業の継続が新市においてやっていくべきものかどうかという観点で判断したとお考えいただければと思います。先ほど少人数学級及び少人数指導のところちょっと私、調整方針、再度読まなかったのですが、一宮市、尾西市の方式として19年度以降は2市1町でやっていくといったことでございますので、これはそのまま続けていきたいと。財源が16年度までしか、国の方の時限事業でございますので、財源がおりてこないわけでございますが、これは市単独でもやっていきたいということでございます。

2の学級経営補助者につきましては、これは木曾川町でやっていて、それなりの効果が



あるということは、私どもの方も情報は持っておりますけれども、これを新市に広げてやっていく事業かどうか。その財源がたっぷりあれば、どれみかれもやればいいわけでしょうけれども、今の少人数指導を実施していくということによりウエイトを置いて、この補助者については、財源の問題もあり、16年度限りといったことで調整がされたものをご理解をいただきたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○松村 真早美委員

では、緊急雇用基金が終了しても、この少人数指導の非常勤講師というのは続けていただけるということでもいいのですか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

そのとおりでございます。

○松村 真早美委員

あと調整方針のところ、18年度まで現行の方式でやってくださるということなのですが、19年度以降はその都度、その時期に見合ったことでまた考え直しというか、見直しをしてくださるという意味で受け取ってよろしいのでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

先ほど申しましたように、国の少人数指導というか教育の考え方が、若干変わってきておりますので。ただ、今の時点で18年度、19年度の国の姿勢というのは明確にわかりません。この調整方針に掲げさせていただいたように、現状では木曾川町の35人学級は17年度、18年度まで続けていただいて、19年度以降は現行の一宮市、尾西市のこの小学校1年生のみの33人学級とそれから少人数指導と、この手法に移行するとご理解ください。その後の話は、また法が変わり、国の、県の制度が変わりといった場合は、その都度対応していくといったことになってまいるといことになるかと思えます。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

○松村 真早美委員

もう1点お願いします。

細かいことなのですが、少人数指導のところ、チームティーチングをやってみえるんですが、これは今現段階で習熟度別とか、どういう分け方をされているのか、もしわかれば教えていただきたいのと、これは統一を図るものなのか、各学校の裁量でやられていくのかということをお聞きしたいです。

○梶田 信三委員長

はい。

**○中野 和雄 学校教育副分科会長**

失礼します。一宮市の学校教育課長の中野です。

今授業形態ということで、チームティーチング等の方法であります。これは学校によっていろいろ違うと思います。チームティーチングということで、それぞれ主と補に分かれて、主の先生が授業をやって、それを補う先生が机間巡視をしてどこがつまづいているかチェックをする。そういう場合もありますし、それから、あるどこかの単元では、それを2つに分けてグループ別のような指導をするとか、いろいろな形態がそれはとられております。それは学校の主体性において委ねてありますので、よろしく願いいたします。

**○梶田 信三 委員長**

これは今のお話で、合併後もそれぞれの学校の主体性に委ねるということですね。

という説明ですが、よろしいですか。

どうぞ、葛谷委員さん。

**○葛谷 昭吾 委員**

少人数学級及び少人数指導についてですけど、木曽川町は15年度より35人学級を行っておりますが、是非続けてほしいということで、合併後の2年間は続けていただけるということで非常にありがたく思っているわけですが、資料を見ますと、愛知県の取り組みのところで、規制緩和によって、15年度は87自治体のうち6自治体が少人数学級を行っているという中で、この2市1町がやっていることで、非常に教育には理解がなされて、この木曽川町の35人学級が合併後2年間認めていただきましたことで、大変うれしく思っております。

また、それにつきまして、学校教育についてですけど、特に教職員の質の向上、これを調整方針の中に入れていただきたいと思うわけですが、非常に子供の教育につきましても熱心にやっていただいておりますけど、特に教員の方の質の向上をお願いしたいと思うわけでございます。

もう1点ですけど、資料の2ページですが、自然教室推進事業ですが、これ市の事業ということで、尾西市さんの場合ですけど、参加者なんかは何名ほどですか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

**○梶田 信三 委員長**

はい、事務局。

**○小川 浄久 尾西市教育委員会事務局 学校教育課長**

尾西市の学校教育課の小川と申します。

15年度ですが、3つの中学校で新1年生対象ということで、547人の参加でございました。当日、体調等の不調以外の方は一応新1年生はすべて対象ということで行っていただいております。

**○梶田 信三 委員長**

よろしいですか。

○葛谷 昭吾委員

もう1点、木曾川町はどの程度の参加人数になっていますか。

○梶田 信三委員長

わかりますか。

○丹下 純一木曾川町教育委員会教育課学校教育係長

木曾川町教育委員会教育課の丹下といます。

すみません。今ちょっと手元の資料に人数の確認できる資料を持ち合わせておりませんので、また後日調べましてご報告したいと思います。すみません。お願いします。

○梶田 信三委員長

助役さん、わかりますか。

○永井 貴光副幹事長

木曾川助役でございます。失礼いたします。

対象人員は後ほどご報告申し上げますが、対象は全生徒でございますので、ご理解のほどお願いします。

○梶田 信三委員長

質問内容でちょっとすみません。

先ほど葛谷委員さんが当初の質問ありました教員の質の向上云々という話でございましたが、これについてはどうですかね。

はい。

○伊神 正文事務局課長

一度この項目を調整した担当の方に持ち帰りまして、再度次回までに調整を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○梶田 信三委員長

わかりました。

それでは、先ほどの木曾川町の人員とともに、次回にご報告をお願いします。

はい、どうぞ、お願いします。

○友定 良枝委員

3点ほどお伺いしたいのですが、ちょっと葛谷さんの意見に追加みたいな感じなのですが、先進事例の3ページのところで、さいたま市と新居浜市が「学校教育事業については、引き続き教職員の質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする」という文言が2つの市に出ているのですが、このような内容をお願いしたいなという思いと、それと、ちょっとここにつけ加えて、「整備に努め」の間に「民間と協力して」という、民間の協力という文言を少し入れたら、みんなで教育が高めていけるのではないかなという思いが個人的にはあります。

それと、先ほど木曾川町の方が「また後日調べてきます」と言われたのですが、人数と実際かかったお金、金額も、尾西市もあわせて知りたいのですが。それと、一応全生徒が対象ということで、行きたくない子という大変ですけど、そういう希望はどうなので

しょうかというところを知りたいのですけど。

それと、修学旅行の小学生と中学生が800円と1,600円で、実際どのくらい15年度は費用がかかったのかということもついでに教えていただきたいと思います。

○梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

○友定 良枝委員

私の隣に一宮市のPTAの代表の常川さんがみえるのでちょっとお伺いしたいのですけど、参考までに。

合併に関してというか、少人数学級とかそういうことに関して、PTAで一宮市の組織として話し合われたことがあるのかどうかということと、結論ではないのですけど、こんな意見がもし出ましたというのがあったら、参考までに教えていただきたいのですけど。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○常川 雄次委員

PTAとしましては、ちょっと一宮市と尾西市と木曾川町と全く組織上違っていて、一宮市は単独なのですけど、尾西市は中島郡Pというところに属していて、木曾川町は丹波郡Pというところに属していて、共通の話し合いというのは全くないです。だから、合併に向けての話も全然やっていませんし、まずもってその教育委員会自体違いますから、合併後しかちょっと難しいかなという状況です。

以上です。

○友定 良枝委員

ちょっと追加なのですけど、一宮市の単独だけでいいのですけど、合併について語られたことというのはPTAの中でありますか、教育問題について。

○常川 雄次委員

すみません。単独ではちょっと合併の話はしていません。目の前の事業に大変追われていて、合併したらどうなるからという。役のローテーションの話はちょっとしましたけども、尾西市さんと木曾川さんが入ってくるといろいろローテーションが変わってくるだろうなというぐらいです。

以上です。

○梶田 信三委員長

例えば事務局にお尋ねしますけれども、事務局の例えば一宮市のPTA連合会というような場所でそんな今の話のような合併の話が、話題になったことはあるのでしょうか。

はい、どうぞ。

○浅野 靖昌社会教育分科会長

一宮市の生涯学習課長浅野です。よろしくお願いたします。

ただいま常川委員がご報告をされたように、一宮市のPTAの中でその議題について話し合ったということは、私の知る限りはございません。

○梶田 信三委員長

ということでございます。

事務局というか、当局にただいま友定委員さんのご要望というか、ご質問がありました。お願いしますが、自然教室の事業について、尾西市と木曾川町の参加人数と諸費用、修学旅行の料金、総額がどれぐらいかということがありましたので、これも次回の……。わかりますか。わかりましたらどうぞ。

○伊神 正文事務局課長

2つ目の人数と金額はまた後日、次回ご報告させていただきますが、修学旅行の木曾川町の15年度の実績は約73万円でございます。

それと、先ほど友定委員さんの方からおっしゃいました、葛谷委員さんの意見を踏まえての話でございますが、「教職員の資質の向上や施設の整備に努め」の後、民間の協力云々という発言がございましたが、このさいたま市、新居浜市の例にありますように、これにつきましては、先ほど申しました担当の方とまた再度協議して、次回の協定方針に加えさせていただけるものなら加えさせていただこうと思っておりますが、民間の協力ということについて、まだ具体的に緒についているところがございません。実際にできるかできないか、できないことをちょっと書き上げるわけにはいかないというふうに考えております。一度担当の方と協議はさせていただきますが、少々難しいのかなと考えております。

○梶田 信三委員長

そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

○天野 彰委員

すみません。いろいろな意味で、表現は悪いかもしれませんが、政治的な配慮で決着されたというように思っているわけですけども。

それで、合併してから2年間、一つの一宮市教育委員会の中で、そういう意味でのバランスが崩れてくることは間違いないと思いますし、これ2年間、当然教職員等の人事異動などで交流等あると思いますけれども、その中で、35人で2年間やられる地域と、極端な話で一番多い場合、40人学級ということになるわけですけども、先生同士の中でそのバランスの崩れた状況での学校の中の現場のことを考えますと、何か一抹の不安はあるわけです、そういう意味のね。

その辺のところを乗り越えて、とにかく2年間やってみようということですので、それはそれとして、いい結果が出れば、成果がどんどん上がるように頑張りたいと思いますし、これはもう是非35人学級でいかなければいけないということになれば、それにこしたことはないわけですけども、なかなか予算でいろいろなことを考えますと、そう簡単ではないと思います、とにかくいろいろなお話しをされた結果をここへ出してみたと私、理解していますので、これはこれで決めていただきたいと思います。一抹の不安はありますけども、そういうことでお願いしたいと思います。

○梶田 信三委員長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

**○常川 雄次委員**

私もこの学校教育事業に関しましては、やはり皆さん言われるとおり、先生の資質の向上にかかっているのです。少人数学級、35人学級やるということで、ただただその先生の人数が増えるということで増やしていつていますけども、基本的には私も子供を預けている親として言いますと、いい先生と悪い先生とあるわけですよ。ただ少なくして成果が上がるということではなくて、やはり先生次第なのです。もう少しそのティーチングの向上とか、そういうことをやっていかないといけないのかなという。意見として言っておきます。よろしくをお願いします。

**○梶田 信三委員長**

ありがとうございました。

ほかにご意見がなければ、このことにつきましては、またお持ち帰りをいただきまして、次回の小委員会でご協議をいただきたいということでお願いしたいと思います。

以上をもちまして、本日の協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、その他といたしまして、総務文教小委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

**○森 輝義事務局長**

それでは、資料の最後のページ、5ページ、資料5をご覧くださいと思いますが、次回「第8回 総務文教小委員会」は、4月28日水曜日、午後2時からを予定いたしております。開催場所につきましては本日の場所から変更いたしまして、木曾川町役場3階の大委員会室で開催いたします。

また、改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

**○梶田 信三委員長**

はい。

本日予定をしておりました議題は以上でございます。

長時間にわたりまして熱心なご討議をいただきまして、本当にありがとうございました。

午後 3 時 0 6 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 4 月 9 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)